

## 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	①エボラ出血熱      ②クリミア・コンゴ出血熱 ③重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) ④痘そう              ⑤南米出血熱      ⑥ペスト ⑦マールブルグ病   ⑧ラッサ熱 ⑨急性灰白髄炎      ⑩ジフテリア ⑪鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1であるものに限る)	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核 ⑨髄膜炎菌性髄膜炎 ⑩新型コロナウイルス感染症	① <b><u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発症・発熱日を0日目として起算)</u></b> ②特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発疹が消失するまで ⑥すべての発疹が痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑨症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ⑩ <b><u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(発症・症状軽快日を0日目として起算)</u></b> 無症状での感染は、検体を採取した後5日を経過するまで(採取日を0日目として起算)
第三種	①コレラ      ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス      ⑤パラチフス      ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎      ⑧その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで